

芦屋大学 不正防止計画表

	2020年度 公的研究費不正防止計画	2020年度 履行状況	2021年度 公的研究費不正防止計画
1			(新規)ガイドライン改正(令和3年2月)により求められている内容を検討し、規程およびガイドライン(内規)等の改訂を実施する。
2	(継続) 専任教員、新規雇用者で競争的資金等運営・管理に係る全ての構成員を対象にコンプライアンス教育(e-Learning)の実施していく。	(実施) 該担当者全員がコンプライアンス教育を受講した。	(継続) 専任教員、新規雇用者(学生等含む)および事務職員(新規担当者)等の公的研究費の運営・管理に係る全ての構成員を対象にコンプライアンス教育(e-Learning)を実施する。
3	(継続) 専任教員、新規雇用者競争的資金等運営・管理に係る全ての構成員を対象にアンケートを実施していく。	(実施) 研究機関不正行為防止取り組みアンケートを実施した。	(継続) 専任教員、新規雇用者競争的資金等運営・管理に係る全ての構成員を対象にアンケートを実施していく。
4	(継続) 前年度同様に、誓約書を提出させる。	(実施) 該担当者から誓約書を提出された。	(継続) 前年度同様に、誓約書を提出させる。
5	(継続) 前年度同様に、必要に応じて誓約書を提出させる。	(未実施) 初回取引及び50万円以上の取引はなかったため未実施。	(継続) 前年度同様に、必要に応じて誓約書を提出させる。
6	(継続) 前年度同様に、次年度の不正防止計画の策定、履行状況を確認しながら進めていく。	(実施) 次年度の不正防止計画の策定、履行状況の確認を行った。	(一部変更) 前年度同様に、次年度の不正防止計画の策定し、HPへ掲載する。
7	(継続) 発注業務は、原則10万円以上は、事務部門、10万円以下は、事務部門又は研究者が行い、全製品の検収作業は、事務部門が行う。	(実施) 10万円以下は、研究者が発注し10万円以上は、大学総務で発注作業を行った。全ての購入した物品は、検収作業を行った。	(継続) 発注業務は、原則10万円以上は、事務部門、10万円以下は、事務部門又は研究者が行い、全製品の検収作業は、事務部門が行う。
8	(継続) 研究活動の不正防止等に関する基本方針をHPに公開。	(実施) HP上に公開済み。	(継続) 研究活動の不正防止等に関する基本方針をHPに公開する。
9	(継続) 学部生、大学院生に研究倫理リーフレットを学内ポータルサイトにアップする。また入学時に新入生へリーフレットを配布してコンプライアンス教育を推進していく。	(実施) 学生ポータルサイトに公開し入学時にリーフレットを配布を行った。	(継続) 学部生、大学院生に研究倫理リーフレットを学内ポータルサイトにアップする。また入学時に新入生へリーフレットを配布してコンプライアンス教育を推進していく。
10	(新規) 昨年度作成した科研費ガイドラインに人を対象とした研究のガイドラインを追記予定。	(実施) 科研費ガイドラインを作成し科研費執行者に配布を行った。	(継続) ガイドライン改正に伴い、本学独自のガイドラインにおいても内容を更新する。
11			(新規) 啓発活動の具体的な内容を検討する。
12			(新規) 過去の内部監査やモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図る。
13			(新規) 上記で見直した対応策について、コンプライアンス教育や啓発活動を活用し、構成員に対して周知する。
14			不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を整備し評価する。